

私は、議案第 18 号野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論いたします。

この議案は限られた財源を有効に活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するための事業を継続し実施するために、福祉手当の受給資格等並びに種類及び額に係る規定について所要の改正を行おうとするものとなっています。

この条例では、障がい者総合支援法等の施行によりさまざまな支援制度が充実してきたことから、市事業としての福祉手当の支給対象者の見直しを行うもので、支給対象者を在宅で福祉サービス等を利用していない 65 歳未満の低所得者に見直す等としています。障がいの種別による対象の差異解消のために精神障がい者福祉手当の新設や、対象者への手当増額や激変緩和措置も講じるとしていますが、全体として福祉手当の縮減を行おうとするものとなっています。ただでさえ、社会生活の中でハンディキャップを持ち、懸命に暮らしておられる障がい者の方々への手当縮減となることには反対です。

よって、この市条例の制定には反対します。